

監査結果に係る措置通知書

農林課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
(1) 補助金の交付について 農林作物鳥獣被害防止対策事業補助金については、白石市農林作物鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱（平成22年3月5日告示第21号）において、補助金の額の確定後に交付すると定められている。また、白石市補助金等交付要綱（平成17年3月22日規則第3号）においては、実績報告書の提出があった場合、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定すると定められている。 ところが、令和2年度において、実績報告書に記載の実績額と添付している領収書との金額に差異があり、補助金対象経費の減額により補助金交付額も減額とすべきところ、交付決定額で補助金を交付している事例があった。 補助金の交付事務に当たっては、関係規定に則り、適正に処理する必要がある。	1) 経緯及び原因 令和2年9月4日付けで申請者から提出された申請書には、収支予算書とともに事業費211,451円の根拠となる見積書が添付してありました。 申請内容を精査したところ交付要件に該当することから、9月10日付けで交付の決定を通知いたしました。 その後、申請者が資材を購入し事業を実施いたしました。 9月11日付けで申請者から事業実施報告書が提出されましたが、資材を購入した際に、見積書には含まれていなかった値引き額9,780円が計上されており、総額201,671円の領収書が添付されていました。 補助金の額の確定を行う際、この値引きに気が付かず、交付申請書に添付された見積金額と同額の決算額と思い込み、本来であれば交付額67,000円となるとところを交付決定と同額の70,000円で額の確定を行ってしまいました。 2) 対応 令和3年5月12日の監査講評後、関係書類を確認し申請者に聞き取り調査をしたところ、実績報告書に誤りがあることが判明いたしました。 その後、収支決算書の修正手続きを行い、補助金額67,000円に変更して額の確定を行っております。 申請者からは5月27日付けで3,000円の戻し入れがあり、5月28日に財務会計システムで確認いたしました。 3) 再発防止策 今回の件は、事業内容は申請内容のとおりを実施されたものの、資材を購入した際に値引きが計上されたために総事業費に変更があり、交付決定額から金額を変更して額の決定をするべき件でした。 今後は、事業実績報告書に添付された領収書等を詳細に精査し、慎重に額の確定の手続きを行います。